

京都市消防局訓令甲第2号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織規程の一部を次のように改正する。

平成30年9月26日

京都市消防局長 荒木俊晴

京都市消防局災害活動組織規程

目次中「第14条」を「第15条」に、「第15条・第16条」を「第16条・第17条」に改める。

第4条第5項中「第11条第4項及び第12条第4項」を「第8条第4項、第12条第4項及び第13条第4項」に改める。

第6条を次のように改める。

(統括指揮隊)

第6条 統括指揮隊は、市域における災害現場活動指揮、指揮支援、監察、安全管理及び活動評価を主たる任務とし、市域を北部及び南部の方面に分け、当該方面ごとに局警防本部に置く。

2 統括指揮隊は、統括指揮隊長及び統括指揮隊員をもって編成する。

3 統括指揮隊長は、消防司令長又は消防司令をもって充てる。

4 北部方面統括指揮隊長に事故があるときは、南部方面統括指揮隊長が、南部方面統括指揮隊長に事故があるときは、北部方面統括指揮隊長が、その任務を代行する。

5 統括指揮隊長及び統括指揮隊員は、局本部長の指示により、局警防本部の班の要員となる。

6 前各項に定めるもののほか、統括指揮隊の運用に関し必要な事項は、別に定める。

第4章中第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第1項中「に従事」を「を主たる任務と」に、同条第2項中「第11条」を「第12条」に改め、第3章中同条を第15条とする。

第13条第1項中「活用して、」を「活用した」に、「に従事」を「を主たる任務と」に改め、同条第3項中「第11条第2項」を「第12条第2項」に、「第12条第4項」を「第13条第4項」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項中「収集」の右に「、火災防衛活動」を加え、「等に従事」を「を主たる任務と」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条中「救急車を活用して、主として救急業務に従事」を「救急車等を活用した救急活動を主たる任務と」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「活用して、主として救助活動に従事」を「活用した救助活動を主たる任務と」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「活用して、主として」を「活用した」に、「に従事」を「を主たる任務と」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「の活動に従事」を「を主たる任務と」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に、次の1条を加える。

(本部救助隊)

第7条 本部救助隊は、災害現場指揮支援車を活用した指揮支援、安全管理等の活動、特殊災害対策車、大規模震災用高度救助車、特別高度工作車を活用した救助活動及びポンプ車を活用した火災防衛活動を主たる任務とする。

- 2 本部救助隊は、本部救助隊長、本部救助副隊長及び本部救助隊員をもって編成する。
- 3 本部救助隊長は、消防司令又は消防司令補をもって充てる。
- 4 本部救助副隊長は、消防司令補又は消防士長をもって充て、本部救助隊長に事故があるときは、消防司令補の階級にある本部救助副隊長がその任務を代行する。
- 5 本部救助隊は、局本部長の指示により、局警防本部の班の要員となる。
- 6 本部救助隊は、別表第3に規定する上鳥羽特別高度救助隊をもって充てる。
- 7 前各項に定めるもののほか、本部救助隊の運用に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1 1備考以外の部分中

本部指揮救助隊 消防隊（特設隊を編成する場合に限る。）	を
統括指揮隊 本部救助隊 消防隊（特設隊を編成する場合に限る。）	に改める。

別表第3北警防本部の項を次のように改める。

局警防本部	北部方面統括指揮隊	司令車	消 防 本 部
	南部方面統括指揮隊	司令車	京都市消防活動総合センター
	本部救助隊	災害現場指揮支援車, 特殊災害対策車, 大規模震災用高度救助車, 特別高度工作車, ポンプ車	
	特別装備隊	無線中継車	消 防 本 部
		空気充填照明車, 資器材搬送車, 支援車, 大型除染システム車, 都市型水害対策車	京都市消防活動総合センター
	第1航空機隊	回転翼航空機	京都消防ヘリポート
	第2航空機隊	回転翼航空機	
北警防本部	北指揮隊	司令車	北 消 防 署
	北第1消防隊	水槽車	
	北第2消防隊	ポンプ車, 屈折はしご車	
	大徳寺消防隊	小型水槽車	北消防署大徳寺消防出張所
	中川消防隊	ポンプ車, 消防救急車	北消防署中川消防出張所
	紫明高度救助隊	救助工作車, 大型救助工作車,	北消防署紫明消防出張所
	北救急隊	救急車	北 消 防 署

別表第3山科警防本部の項中 「

勸修寺消防隊	ポンプ車
--------	------

」 を

「

勸修寺特別救助隊	救助工作車
----------	-------

」 に, 同表南警防本部の項中

「

ポンプ車, 化学車

吉祥院特別救助隊	救助工作車	南消防署吉祥院消防出張所
----------	-------	--------------

」 を

「

	小型水槽車，化学車	
上鳥羽特別高度救助隊	本部救助隊が運用する消防機械等	南消防署上鳥羽消防出張所

に、

同表伏見警防本部の項中 「

南浜消防隊	ポンプ車，化学車
-------	----------

」を

「

南浜特別救助隊	救助工作車，小型水槽車
---------	-------------

」に改め，同表醍醐警防本部の項及び局警防本部の項を次のように改める。

醍醐警防本部	醍醐指揮隊	司令車	伏見消防署醍醐消防分署
	醍醐第1消防隊	水槽車	
	醍醐第2消防隊	ポンプ車，屈折はしご車，大型はしご車	伏見消防署山ノ下消防出張所
	山ノ下消防隊	ポンプ車，化学車	
	醍醐救急隊	救急車	伏見消防署醍醐消防分署

別表第4中「第9条関係」を「第10条関係」に，「山科」を「南」に，「伏見」を「醍醐」に改める。

別表第5中「第15条関係」を「第16条関係」改め，同表指揮者の項中「，司令部長」を削り，「本部指揮救助隊長，副本部指揮救助隊長」を「統括指揮隊長」に改め，同表指揮体制の項の次に次の1項を加える。

指揮支援	統括指揮隊及び本部救助隊が指揮活動に対して，指導，助言又は補佐する活動をいう。
------	---

附 則

(施行期日)

1 この訓令は，平成30年10月1日から施行する。

(関係訓令の一部改正)

2 京都市消防震災警防規程の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「本部指揮救助隊」を「統括指揮隊, 本部救助隊」に改める。

(消防局警防部警防計画課)